

## 豊山町「避難所及び賑わい施設」に関する都市計画説明会【説明要旨】

豊山町避難所・賑わい施設事業に係る都市計画について配布資料に基づき説明いたしました。

### 1 豊山町「避難所・賑わい施設」概要（スライド4～16）

#### スライド4

- 本町の避難所・賑わい施設については、豊山町第5次総合計画において、新たな防災機能を備えた公園及び交流に必要な機能・施設により住民・来訪者の憩いと交流の拠点として位置付けています。
- 新たな避難施設の設置により災害対応能力の向上を図ることとしています。
- 豊山町地域強靱化計画においても、新たな避難所施設の整備を行うこととしております。

#### スライド5

- 豊山町都市計画マスタープランや緑の基本計画においても、「憩いと交流の拠点」として位置付けており、公園緑地の整備方針としても、神明公園と一体となって憩いと交流による賑わい空間として整備を促進することとしております。

#### スライド6

- 災害時には、防災拠点として拠点の指揮運用機能をはじめとする各機能の確保が見込まれています。
- 平常時には、消防学校および公園として、活用されます。

#### スライド7

- 避難所の整備にあたり、現在の本町の避難所の分布状況についてご説明いたします。
- こちらの図では、町内に設置しています避難所の場所を緑色の点で、また、歩いて避難できる範囲といわれる半径500m圏内の範囲を黄色で塗ってあります。
- 大山川北側の中稲、上西、上東地区の一部の赤色の点線でお示ししている区域には、半径500m圏内に避難所がない区域となっています。
- このことから、この区域を避難対象とした新たな避難所を検討することとしました。

#### スライド8

- 新設する避難所の規模の考え方としては、大山川南側における避難所と同程度の規模を確保することとします。
- 大山川北側の人口3,000人に対して、1,000人が収容できる施設を確保していきたいと考えています。
- 既に避難所に指定されている総合福祉センター北館さざんかの想定収容人数300人を差し引くと、新たに700人分のスペースを確保することになります。
- 700人が避難できるアリーナの規模としては、バスケットコート2面分のメインアリーナと多目的室としてのサブアリーナ、コミュニティスペース、防災倉庫、会議室などの施設が必要となります。

## スライド9

- 700人を収容するための避難スペースの検討についてご説明いたします。
- コロナ過における避難生活を踏まえて、現在本町の避難所では、テントを備蓄し、災害時に備えています。
- このテントは2メートル四方のテントで、1基あたり2名が利用し、避難スペースにおける通路の幅を確保すると、1人当たり3.5㎡のスペースが必要となります。
- このことから、3㎡の700人分として2,450㎡の面積が必要となります。さらに物資の搬入スペース等のその他の面積を含めると避難者の生活スペースとして2,850㎡が必要となります。

## スライド10

- 避難所には、避難生活をする部屋のほか700人分の食料やテント等の備蓄物資などを保存するための倉庫や本部会議等を開催する会議室、トイレ等の共用空間、乳幼児や高齢者などの要配慮者のためのスペースなどの諸室を設ける必要があります。
- これらの避難生活スペースや諸室を合わせて、避難所となる建物の延べ床面積はおよそ6,500㎡を想定しております。

## スライド11

- 避難所として備えるべき機能としては、災害時の情報収集連絡手段としての情報通信設備、避難生活を送るための電気ガス照明等の設備、要配慮者のためのスペース、マンホールトイレ、飲料水や生活のための水を確保する耐震性貯水槽などが考えられます。
- このような機能を備えた施設となるよう検討を進めています。

## スライド12

- 豊山町エリアの基本コンセプト案です。
- 「災害時の安心を守る」、「暮らしの憩いと潤いを高める」、「まちの魅力を発信する」、この3点を柱として整備することを考えております。
- それぞれのコンセプト案の内容についてご説明いたします。

## スライド13

- 「災害時の安心を守る」については、被災した地域住民の皆さんの安心安全を確保するために必要となる防災機能を強化することを意味しています。
- 基本方向としては、災害時に700人を収容できる施設、電気、水道が遮断されても機能する施設、豊山町の災害対応力の強化、消防学校と連携した日常的な防災訓練、学習の実施などができるよう整備を進めてまいりたいと考えています。

## スライド14

- 「暮らしの憩いと潤いを高める」については、町民、来訪者の暮らしを豊かにする場としてスポーツ機能、健康増進機能、憩いと交流機能を提供することを意味しています。
- その基本方向としては、スポーツ・健康増進機能の提供、施設利用者の交流と居

心地の良さを提供する施設、子どもから高齢者まで多世代が楽しめる施設、公共交通の充実に向け整備を進めてまいりたいと考えています。

#### スライド15

- 「まちの魅力を発信する」については、豊山町の新たなまちの魅力創出のための都市機能整備と県営名古屋空港を初めてとする町の資源との相乗効果を生み出す魅力発信を意味しています。
- 基本方向としては、町民、地域事業者、JA 等と連携したアンテナショップ等の展開、様々な大会・イベントが開催できる空間と施設の整備、カフェ等の飲食施設の整備を進めてまいりたいと考えています。

#### スライド16

- 町の施設の整備イメージです。
- 車場を配置し、西側にアリーナ、アリーナと駐車場の間に賑わい施設を設けてまいりたいと考えています。
- “スポーツ・健康増進機能”として多目的利用が可能なアリーナ、多世代交流を促す交流スペース、健康増進施設、シャワー、温浴施設等の整備が考えられます。
- “休憩・交流機能”として、カフェ等の飲食施設、JA、地元事業者による物販施設、バス交通の結節点機能の整備が考えられます。
- マルシェ等のイベントが開催できるような施設が考えられます。
- 図の上部、県の防災公園との間にある町道については、道路を廃止し、愛知県の公園と一体的な利用ができるよう公園内の園路として整備を行いたいと考えています。
- 駐車場予定地の西側の道路については、途中で行き止まりとなってしまうため、迂回できるよう給食センターの北側に町道を新設いたします。

## 2 パブリックコメントの結果について（スライド17）

#### スライド17

- 2月1日から15日までの期間にパブリックコメントを実施いたしました。
- パブリックコメントについては、4名の方から合計23件のご意見をいただきました。
- 施設整備に係る具体的な意見が大半であり、大きくコンセプトを変更するようなご意見はありませんでした。
- 頂きました意見につきましては、今後具体的な整備にあたり参考とさせていただきます。
- パブリックコメントの結果につきましては、別途ホームページ等で公表をおこなっています。

## 3 都市計画決定について（スライド18～20）

#### スライド18

- 公園につきましては、まだ仮称ですが、「臨空第2公園」という名称で、公園の区分としては「近隣公園」として都市計画決定します。

- 位置につきましては、西春日井郡豊山町大字青山字金剛、面積は約2.9ヘクタールとしております。
- 近隣公園は、主に近隣に住居する方の利用に供することを目的とする公園で、基準となる規模は2ヘクタールが標準となっております。
- 名称については、番号及び公園名で表しており、番号は、区分、規模及び一連の番号の3つの数字を表示しております。
- 最初の3は近隣公園を示しており、次の3は公園の規模で、面積1ha以上4ha未満を示しております。
- 次の3桁の数字は、当該都市計画区域における公園区分ごとの1連番号で、豊山町の近隣公園での1番目のものとなります。
- 都市計画法の規定に基づき、本公園の都市計画決定権者は、豊山町となります。

#### スライド19

- 都市計画決定のための事業計画エリアの図でございます。
- 本町の計画区域の南東側、現点滅信号交差点につきましては、現在、愛知県は愛知県公安委員会と協議を行っており、当初の交差点案から変更となり、ラウンドアバウト交差点として整備される予定です。そのため、これまでの施設計画から一部形状が変更となっております。

#### スライド20

- 本日説明しました都市計画案を令和5年3月13日～27日、2週間の縦覧期間を設け、計画案に対する意見聴取を行います。こちらの縦覧は豊山町役場産業建設部防災拠点推進室にて行います。また、そのことについては、3月の広報にてお知らせしております。
- その後、令和5年4月中旬に豊山町都市計画審議会に諮り、都市計画審議会の議論を経た後、愛知県への協議を行います。
- これらが滞りなく実施されますと、都市計画の決定告示を行います。この決定告示は、令和5年5月上旬頃を予定しております。

### 4 都市計画決定について（スライド21）

#### スライド21

- 本町エリアに係るスケジュールです。
- 今年度、公園の構想を検討し、都市計画決定の手続きを行い、来年度初旬に事業認可の手続きを経て、用地取得を進めていきたいと考えています。
- その後、造成・建築工事を行い、完成を目指してまいりたいと考えています。

説明会の概要につきましては以上のとおりです。